

所得税の確定申告と住民税の

申告は3月17日(月)が期限です

申告期限は、三月十七日(月)です。なお、申告(相談)会場は、たいへん混み合います。郵送または電子申告(e-tax)での提出をおすすめします。

STEP

対象者かどうか確認する

所得税の確定申告が必要な主な方

- ・平成二十五年中の給与収入金額が二十万円を超える方
- ・給与を二か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が二十万円を超える方
- ・給与を二か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が二十万円を超える方
- ・平成二十五年中の各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方

町・県民税の申告が必要な方

- 平成二十六年一月一日現在で豊山町内に住所があり、平成二十五年中に所得があった方は、町民税・県民税申告書を提出してください。ただし、次の方は申告書を提出する必要はありません。
- ・所得税の確定申告をする方
 - ・所得が給与所得以外になく、平成二十六年一月一日現在で給与の支払いを受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります。)
 - ・所得が公的年金等に係る所得以外になく、平成二十六年一月一日現在で公的年金等の支払いを受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります。)
- なお、所得のなかった方は、申告の義務はありませんが、国民健康保険税の減額や福祉関係の判定および所得証明を必要とされる場合の資料となりますので、申告されることをおすすめします。

STEP

必要な物を準備する

給与や年金の源泉徴収票(原本)、印鑑(認印可)、所得税の還付を受ける場合は還付金の振込先の分かるもの(金融機関名と口座番号)。ただし、申告者本人の口座に限る)、その他に次の表の書類が必要です。また、昨年の確定申告書の控えなどの参考資料がある方は持参してください。

控除名	必要な書類など
社会保険料控除	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	身体障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書など
医療費控除	支払った医療費の領収書や医療費の補填する保険金など、療費を分るもの合計金額をあらかじめ計算しておいてください
住宅借入金等特別控除	税務署発行の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください
寄附金控除	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証など

STEP

申告方法を確認する

申告方法は次のとおりです。所得税は①・②で申告できます。町・県民税は①のイで受け付けます。

- ①申告(相談)会場での提出
ア 名古屋会場(税務署が開設する申

告会場)

- ▼開設期間 二月十二日(水)～三月十七日(月) ※土曜日・日曜日は二月二十三日(日)および三月二日(日)のみ開設 午前九時十五分～午後五時(午後四時までにご来場ください)
- ▼ところ 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) ※名古屋空港直行バス「名古屋駅前」下車徒歩五分(次ページ案内図参照)

イ 豊山町会場(無料税務相談所)

- ▼開設期間 二月十七日(月)～三月十七日(月) ※土曜日・日曜日を除く 午前九時～正午、午後一時～午後四時
- ▼ところ 役場二階会議室一・二
- ※住宅借入金等特別控除の申告、土地・株式等の譲渡所得、青色申告・収支内訳書(事業所得・不動産所得・農業所得)の未 completion 方に関する相談および申告は名古屋会場で受け付けます。

②郵送提出、電子申告(e-tax)

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーにて、自動計算で申告書が作成・印刷できます。印刷した申告書は税務署に郵送等で提出してください。

また、電子申告(e-tax)は、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。e-taxのご利用に当たっては、あらかじめ税務署へ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。